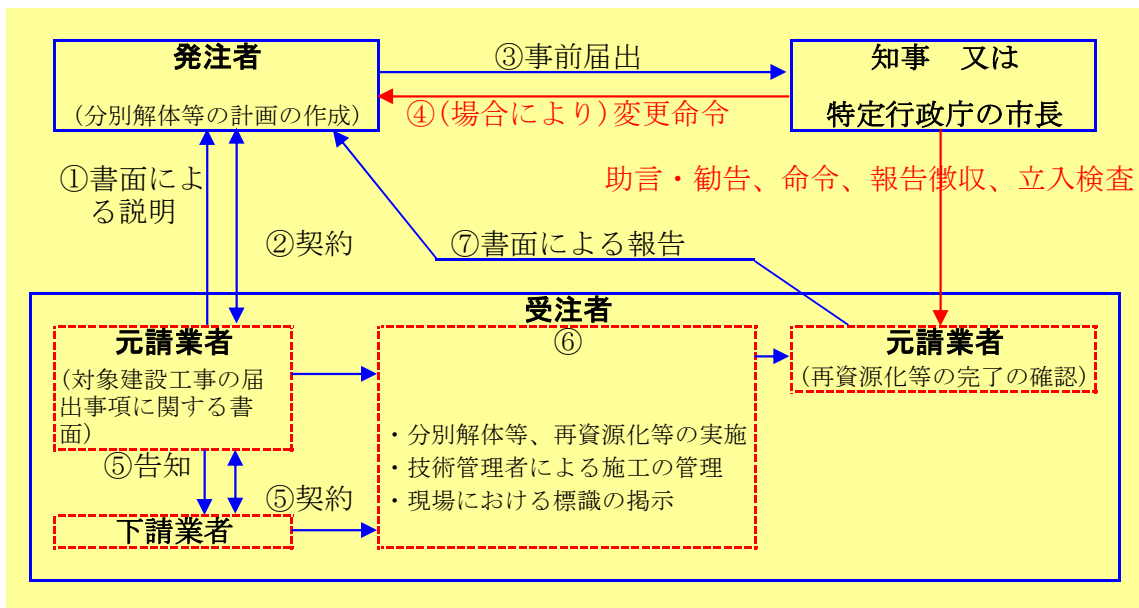


使用上の注意

1. この様式集は、以下の作業の流れについて、受注者が行わなければならない説明(①)・契約(②)・告知(⑤)・再資源化等報告(⑦)などについて、「建設リサイクル法に関する届出等の手引き(案)」を参考に滋賀県が標準的な様式を作成・提供したものです。



※ 解体工事業者は、省令に定める様式によって、営業所及び解体工事現場毎に公衆の見易い場所に標識を掲示する必要があるのでご注意ください。(法第33条)

2. 使用上の注意
 - 1) 使用されるプリンターにより余白を調整する必要がある場合があります。
 - 2) 黒字で表示された箇所はシート保護が掛かっていますので入力できません。なお、青字で凡例として入力された箇所などは保護が掛かっていないので入力できます。(必要に応じてシート保護を解除して使用して下さい)
 - 3) 印刷範囲外の説明などやコメント(赤△にポインターを持っていくとコメントが表示されます)を参考にして下さい。
 - 4) チェックボックス「」に「レ(チェック)」を入れる場合は、ポインターで「」をクリックして下さい(再度クリックすると「レ」は消えます)。

3. このファイルはウインドウズXP対応済みです。

作成：滋賀県土木交通部建築課
建築指導室
077-528-4258

説明書

年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 別添資料のとおり
2. 添付資料

①届出書(様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表(別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

- 別表 1 (建築物に係る解体工事)
- 別表 2 (建築物に係る新築工事(新築・増築・修繕・模様))
- 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の別添資料

- 案内図
- 設計図又は写
- 工程表

(注) 本様式は法第12条第1項に規定する対象建設工事に係る事項の書面による説明の標準様式として示したものです。なお、少なくとも法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項については、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等 建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()
	②屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分 外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()
	④基礎・基礎くい 基礎・基礎くいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()
	⑤その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額)

_____円(税込み)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

_____円(税込み)

(注)本様式は法第13条及び省令第4条に規定する対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項について、標準様式を示したものです。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②基礎・基礎くい	基礎・基礎くいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

_____円(税込み)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

_____円(税込み)

(注) 本様式は法第13条及び省令第4条に規定する対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項について、標準様式を示したものです。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事の場合のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額)

_____円(税込み)
(注)解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

_____円(税込み)

(注)本様式は法第13条及び省令第4条に規定する対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項について、標準様式を示したものです。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎くい	基礎・基礎くいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・仮設工事に伴う分別解体等及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

_____円(税抜き)
(請負人の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(注)・運搬費を含む。

(直接工事費)

_____円(税抜き)
(請負人の見積金額)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎くい	基礎・基礎くいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

_____円(税抜き)
(請負人の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (注)・運搬費を含む。(直接工事費)

_____円(税抜き)
(請負人の見積金額)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事の場合のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

_____円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

(請負人の見積金額)

- ・仮設工事に伴う分別解体等及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

_____円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

(直接工事費)

(請負人の見積金額)

届出等の方法

1. 届出人

届出等は、原則として発注者本人又は自主施工者本人が、届出書受理行政庁に出向き受取者に対して届出書等を提出することを原則とする。ただし、発注者本人の代理として届出等を行う者（以下「代理者」という。）が届出等を行う場合及び発注者本人に代行しても差し支えない。

2. 代理者及び代行者

区分	特徴	建築士	行政書士	以外の者	備考
代理者	届出書等の追加記載、記載事項の訂正可	○	× ※1	報酬を受けて行うことは出来ない ※2	委任状 必要
代行者	届出書等の追加記載、記載事項の訂正不可	○	○		委任状 不要

※1：行政書士法の改正により平成14年7月1日以降可能。

※2：無報酬で行うことは出来る。但し、受注者が業として行う建築士・行政書士の域を侵すものであってはならない（無報酬であっても常態的に行うことは問題がある）。

(注)発注者又は自主施工者が法人の場合、代表者本人でなく社員が代理で届け出る場合は、委任状の提出が必要(代行の場合は委任状不要)。

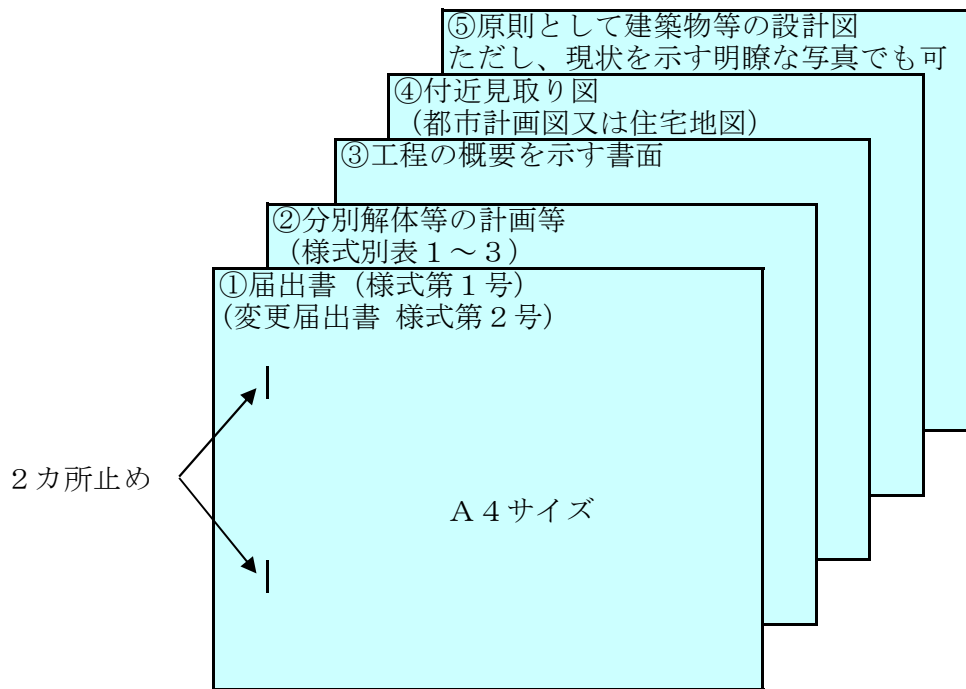
3. 届出先および問い合わせ先

工事場所	届出先(住所)	担当課	電話番号
大津市内	大津市 都市計画部 (〒520-8575 大津市御陵町3-1)	建築指導課	077-528-2774
彦根市内	彦根市 都市建設部 (〒522-8501 彦根市元町4-2)	建築指導課	0749-22-1411
長浜市内	長浜市 都市建設部 (〒526-8501 長浜市八幡東町632番地)	建築課	0749-65-6543
近江八幡市内	近江八幡市 都市産業部 (〒523-8501 近江八幡市桜宮町236)	建築課	0748-36-5544
草津市内	草津市 都市建設部 (〒525-8588 草津市草津三丁目13-30)	建築課	077-561-2378
守山市内	守山市 都市経済部 (〒524-8585 守山市吉身二丁目5-22)	建築課	077-582-1139
東近江市内	東近江市 都市整備部 (〒527-8527) 八日市市緑町10-5	建築指導課	0748-24-5656
栗東市 野洲市 甲賀郡内 日野町 竜王町	滋賀県甲賀土木事務所 管理調整課 (〒528-8511 甲賀市水口町水口6200)	建築指導担当	0748-63-6163
多賀町 甲良町 豊郷町 愛荘町 米原市	滋賀県湖東土木事務所 管理調整課 (〒522-8501 彦根市元町4-1)	建築指導担当	0749-27-2250
高島市	滋賀県高島土木事務所 管理調整課 (〒520-1621 高島市今津町今津1758)	管理建築担当	0740-22-6046

4. 届出部数

2部 ……県の施行細則にて規定

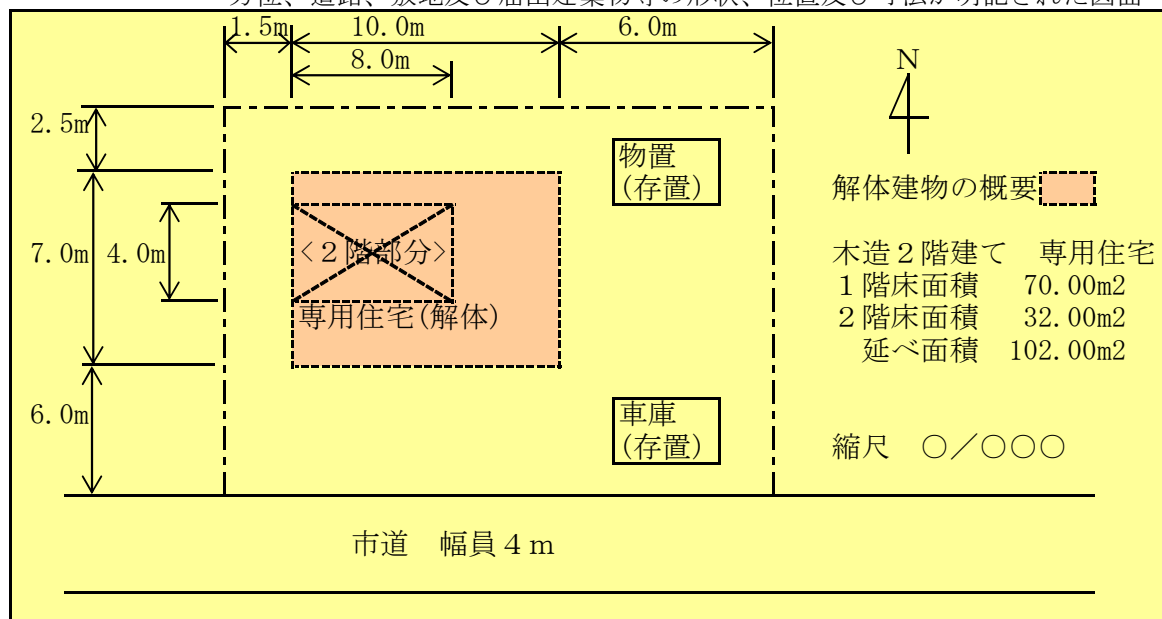
5. 届出書の綴り方 (変更の場合も同様)



※：A4以外のものはA4に折り畳む

○建築物等の設計図の記載例

・方位、道路、敷地及び届出建築物等の形状、位置及び寸法が明記された図面



○現状を示す明瞭な写真

- ・建築物等の全体が判明できる外観写真1面以上
- ・サイズ：サービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等
- ・写真：カラー（インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（プリントアウトしたものに限る）であっても支障はない

○④の付近見取り図は県の施行細則にて添付を規定

6. 注意事項

- ① 解体工事のみを請け負う場合は、建設業許可の“とび・土工”または知事登録を行った解体工事業(請負工事費500万円未満)の者でなければ請け負うことが出来ません。
- ② 届出書の別表1(建築物に係る解体工事の場合)の工程ごとの作業内容及び解体方法の①又は②の分別解体の方法は法にて原則手作業と定められており、機械併用の場合は説明資料を添付して発注者や届出先に説明願います。

委任状

私は都合により _____ を代理人と定め、下記の建築物等の工事について、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 代理者の住所

(電話番号) _____

年 月 日

住 所

氏^リ名^ガ

告知書

年 月 日

(下請負人)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12号第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書(様式第一号に必要事項を記載したもの/届出書の写しでもよい)

②別表(別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの/届け出た別表の写しでもよい)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事(新築・増築・修繕・模様)

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の別添資料(届け出た添付資料の写しでもよい)

案内図

設計図又は写

工程表

(注) 本様式は法第12条第2項に規定する対象建設工事に係る事項の告知について、書面により行う場合の標準様式を示したものです。なお、少なくとも法第10条第1項の規定により届け出られた事項(変更届出も含む)を告げなければならない。

再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18号第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 _____ 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

(注) 本様式は法第18条第1項に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了時に報告を行う場合の標準様式を示したものです。なお、規定により少なくとも3, 4, 5は書面により報告しなければならない。